

令和7年度秦野市休日夜間急患診療所等新築工事に係る基本計画

第1 事業の目的

休日夜間急患診療所等が将来にわたり、市民に求められる医療を安定的に提供できるセーフティネットの役割を果たすとともに、災害時や新たな感染症が発生した場合にも、迅速かつ適切に対応できる体制を構築するものである。

第2 施設整備の基本方針

1 方向性

(1) 利便性の向上

- ・ 施設の規模に見合った十分な台数の駐車場を確保すること。
- ・ 高齢者や障害者、乳幼児等の受診に配慮した施設や設備を導入すること。

(2) 感染症対策の強化

- ・ インフルエンザ等の感染症対策として、感染対策に配慮した室内空間を確保すること。
- ・ 建物内のレイアウト（建築計画）についても配慮すること。

(3) 災害時における医療救護拠点の強化

- ・ 施設の耐震安全性を確保すること。
- ・ 医薬品、医療資機材を備蓄できる倉庫を設置すること。
- ・ 発災後の対応が可能な設備を設けること。

(4) 施設の複合化

- ・ 休日夜間急患診療所及び歯科休日診療所を同一施設内に集約すること。
- ・ 医師会、歯科医師会及び薬剤師会の事務局並びに秦野在宅ケアセンターを同一施設内に併設すること。
- ・ 薬剤師会薬局は別棟で建設すること。

2 基本的な考え方

(1) 利用者目線での施設整備

- ・ バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れ、利用しやすい施設にする。
- ・ 感染症対策やプライバシーの保護、安心・安全に配慮した室内空間とする。
- ・ 自然採光を取り入れた明るさを重視した施設とする。
- ・ 感染症対策のため、換気に配慮した室内空気循環可能な施設とする。

- (2) 機能的で効率的な施設整備
 - ・ 利用者動線、スタッフ動線、物流動線は明確にし、可能な限り交錯しないように配慮し、機能性、効率性及び安全性に考慮した施設とする。
- (3) 経済性を考慮した施設整備
 - ・ 建設にかかるイニシャルコストを抑制するだけでなく、維持管理費を含めたランニングコストも考慮し、ライフサイクルコストの低減を図れるものとする。
 - ・ 建物の断熱性、個室コントロール可能な空調システムなど、省エネルギーを考慮した高効率機器の選択や、再生可能エネルギー利用機器の設置を検討するなど、環境に配慮した施設とする。
 - ・ 建物の長寿命化に向け、耐久性や信頼性に優れた構造、工法、仕上げ材等の採用について検討する。
- (4) 災害に強い施設整備
 - ・ ライフラインの確保など、災害時の診療所機能を維持できる施設とする。
 - ・ 施設の構造は耐震性に優れた鉄筋コンクリート造とする。
 - ・ 災害時の医療救護拠点として、医薬品、医療資機材など防災用品の備蓄が可能な施設とする。
- (5) 変化に対応できる施設整備
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、発熱症状がある者と一般患者の出入り口を別にする等、感染症対策の充実強化が図れる施設とする。

第3 施設の整備計画

1 整備手法

診療所等建設にあたっては、基本設計・実施設計・建設工事まで一括発注するDB（デザインビルド）方式を採用する。ただし、近年における物価上昇の影響を鑑み、大幅な設計変更（金額及び工期延期）がないよう、事前に十分な協議を行うこと。

2 敷地条件等

(1) 敷地条件等

敷地の基本的な条件を示すが、当該地は市営住宅跡地であり、既存の上下水道管の撤去や管止め等の処理が生じるため、インフラの状況等を含め、受

注者においても適宜確認すること。

項 目	内 容
所在地	秦野市緑町9番4号
敷地面積	約3,300㎡ ※面積は9月中旬頃に確定
地域・地区	用途地域：第一種中高層住居専用地域 防火地域：準防火地域
指定建ぺい率	60%
指定容積率	200%
日影規制	対象建築物（H>10m）、測定面4m 4時間－2.5時間（建築基準法別表第4-2(2)）
道路斜線規制	勾配1.25W、適用距離20m W：建築基準法第56条各号に定める距離
隣地斜線規制	立上り20m＋勾配1.25W W：建築基準法第56条各号に定める距離
道路	東側：市道緑町25号線 法42条1項1号 （幅員計画あり）
	西側：市道緑町29号線 法42条1項1号 及び認定外市道（道路後退あり）
	北側：市道緑町29号線 法42条1項1号
	中央：市道緑町26号線 法42条1項1号（※1）
上下水道	上下水道供給、既存の上下水道管撤去（※2）
電気	東京電力管内
ガス	都市ガスまたはプロパンガス
浸水想定	家屋倒壊等氾濫想定区域
地盤・現況	更地、一部道路 ※地盤については、ボーリング調査実施済
敷地の高低差	敷地は高低差があるため、上段と下段の2段に造成することを基本とする。
その他	埋蔵文化財包蔵地非該当（※3）

※1 敷地中央を南北に通る市道緑町26号線については、議会の議決（9月議会）を得て部分廃止とする。なお、議会の議決を得られなかった場合は、土地利用について再協議する。

※2 市道廃止に伴い、市道下に埋設されている水道・下水道管の撤去及び管止

め等の処理を行う。

- ※3 工事対象地域は埋蔵文化財包蔵地ではないが、本事業により遺構・遺物が確認された場合は工事を一時中止し、その取扱いを協議する。

3 建物の計画

(1) 建物の配置計画

施設の配置は、利便性・工事期間中の周辺への影響・工事費、災害時の避難動線等を考慮し整備する。また、薬局については、院外薬局とする。

(2) 対象施設

	休日夜間急患診療所等	薬剤師会薬局
延床面積	1,500 m ² 程度	100 m ² 程度
建築面積	800 m ² 程度	
建物高さ	地上2階	平屋建て
付帯施設	防災倉庫、駐車場、駐輪場 非常用発電設備、受水槽、 乗用エレベーター、ゴミ置き場	

4 施設の概要

【1階部分】

- (1) 医師会：事務室、役員室、倉庫兼書庫、更衣室兼休憩室
- (2) 歯科医師会：事務室、役員室兼休憩室、倉庫兼書庫、更衣室兼休憩室
- (3) 薬剤師会：事務室、倉庫兼書庫、更衣室
- (4) 秦野在宅ケアセンター：事務室、面談室、倉庫兼書庫、更衣室兼休憩室
- (5) 会議室

※ 倉庫兼書庫及び更衣室兼休憩室については、まとめることも可とする。

【2階部分】

- (1) 休日夜間急患診療所
受付（カルテ書庫含む。）、待合室、診察室、X線室、医師控室、休憩所、リネン置場、備品置場
- (2) 歯科休日診療所
受付、待合室、診察室、X線室、回復室、医師控室（休憩室）、コンプレッサー室

(3) 感染症対策

感染症流行時に専用として使用し、別に動線が確保できること。

感染者用の待合室、診察室、トイレ、医療系廃棄物置場

※ 待合室については、まとめることも可とする。

【共用部】

風除室、エントランスホール、トイレ（男・女・多目的）、給湯室（コンパクトキッチン）、廊下、エレベーター、ゴミ置き場（医療廃棄物）

【別棟】

(1) 薬剤師会薬局

受付、待合室、調剤室、薬品倉庫、給湯室（コンパクトキッチン）

【付帯設備】

(1) 防災倉庫

医師会、歯科医師会、薬剤師会の食料や資機材を保管する。

(2) 駐車場

診療所のエントランスと同じ高さに整備することを基本とし、敷地内に60台以上（障害者用を含む。）の区画を確保する。

(3) 駐輪場

敷地内に5台程度のスペースを確保する。（必要に応じて雨よけ用屋根を設置する）

(4) 非常用発電設備

動力はディーゼルとし、診療所施設等の3日間程度の稼働が可能とする。

(5) 受水槽

1トン以上のタンクを設置する。

(6) 乗用エレベーター

6人乗り程度とする。

(7) その他

公園、緑化、雨水浸透施設、道路後退など（まちづくり条例による規制）

5 要求事項

【休日夜間急患診療所関係】

- ・ 休日夜間急患診療所の診察室は4部屋として、待合室側には扉を付け、反

対側には扉は付けず医療スタッフが出入りできるようオープンスペースとする。また、各診察室をまたがる通路の空きスペースを利用し、リネンや備品の収納スペースを設ける。

- ・ 医師控室は（休憩所も兼ねることができる。）、診察室の近くに設置する。
- ・ 休日夜間急患診療所と歯科休日診療所の待合室は共用とし、20人程度が座れるスペースを確保する。
- ・ X線室には、立位と臥位で撮影できるレントゲンを設置する。またストレッチャーの出入りや、診察室からの導線に配慮する。
- ・ 感染症対応として、感染者の待合室、診察室、トイレを一つの部屋とし、待合室は10人程度、トイレは1基、診察台が2台入るスペースを確保する。また、一般患者の出入り口とは別の出入口から直接診察室に入れるような配置とする。なお、感染症流行期以外は、会議室等として効率的に活用できるよう工夫をする。
- ・ 救急車で搬送された患者は、専用の出入口を確保し、他の患者の動線と分ける。

【歯科休日診療所関係】

- ・ 歯科休日診療所の診察室には、2台の診察台を設置し、治療ができるスペースを確保する。
- ・ 歯科休日診療所内をパーテーションで仕切り、回復室及び医師控室（休憩所を兼ねることができる。）を設置する。
- ・ 歯科休日診療所内には、酸素等の配管を行う。
- ・ 歯科用レントゲン室は標準的なサイズとする。

【薬剤師会薬局関係】

- ・ 薬剤師会薬局の出入口は、休日夜間急患診療所のメインエントランスと同じ高さにする。

【その他】

- ・ 会議室には50人以上（椅子を使用）が収容でき、個別の部屋（2～3部屋）に仕切れるようパーテーション等を設置する。（※可能な限り広くする。）
- ・ 医師会、歯科医師会、薬剤師会の事務所は個室とせず、空間を広く活用できる工夫をすること。その際は、事務所間のプライバシーができる限り守られる設計とする。（職員数は医師会4人、歯科医師会2人、薬剤師会3人で、

机、キャビネット、コピー機などを設置予定)

- ・ 更衣室兼休憩室は、男性 8 人、女性 20 人程度の利用を見込み、別々に設置する。
- ・ 駐車場は、敷地内に 60 台以上確保すること。なお、感染症流行期など駐車待ちによる周辺道路への渋滞や停車が生じないように工夫する。
- ・ 秦野在宅ケアセンター（職員数 17 人）及び、その隣に面談室（6 人程度）を 2 部屋設置する。
- ・ 空きスペースを倉庫等として有効に活用する。
- ・ 2 階診療所の患者が 1 階に出入りできないよう、階段部分に扉を設ける。

6 関係法令・基準等

(1) 関係法令等

本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。

ア 法令

- ①地方自治法
- ②建築基準法
- ③建築士法
- ④消防法
- ⑤景観法
- ⑥屋外広告物法
- ⑦医療法
- ⑧駐車場法
- ⑨水道法
- ⑩下水道法
- ⑪都市計画法
- ⑫高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ⑬食品衛生法
- ⑭建設業法
- ⑮労働安全衛生法
- ⑯電気事業法
- ⑰廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ⑱大気汚染防止法
- ⑲騒音規制法
- ⑳振動規制法
- ㉑水質汚濁防止法
- ㉒土壌汚染対策法
- ㉓河川法
- ㉔文化財保護法
- ㉕急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- ㉖土砂災害防止法
- ㉗宅地造成及び特定盛土等規制法
- ㉘建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ㉙エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）
- ㉚国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ㉛個人情報保護に関する法律
- ㉜障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ㉝その他関連法令

イ 条例等

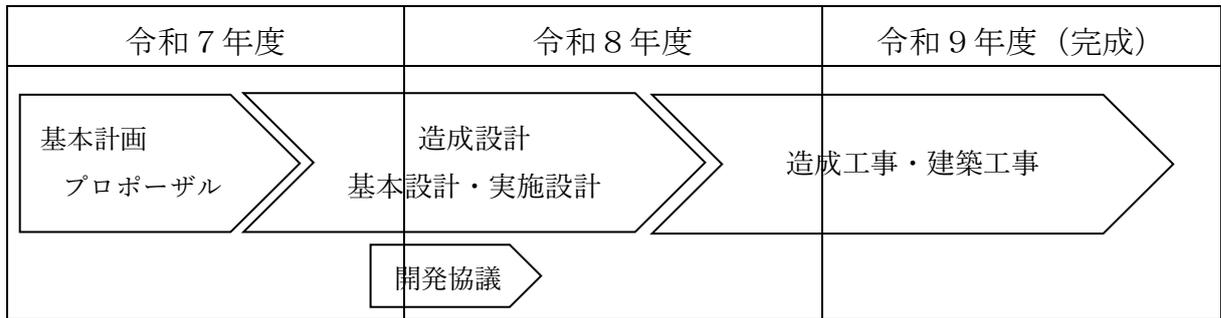
- ①秦野市建築基準条例
- ②秦野市まちづくり条例
- ③秦野市景観まちづくり条例
- ④秦野市屋外広告物条例
- ⑤秦野市火災予防条例
- ⑥秦野市地下水保全条例
- ⑦神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（バリアフリー条例）
- ⑧神奈川県生活環境の保全等に関する条例
- ⑨その他関係条例等

ウ 国等の補助金への対応

都市構造整備計画関連事業や神奈川県医療提供体制施設整備事業等を活用するため、申請等に必要書類の作成や検査等に対応すること。

第4 施設の事業計画

整備スケジュール



※ 開発協議については、開発行為と建築工事を同時に行う場合は、制限解除申請等の必要な手続を行うものとする。

※ 年度ごとの都市構造再編集中支援事業補助金の完成検査(令和9年2月、令和10年2月予定)に支障がないよう、工程を組むこと。